

頁	現 行	修 正 案	修正理由								
2-4	第2節 鉄道事故応急体制の整備 ■ 計画の目的 京都市域において鉄道事業者の運行する列車の衝突等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、京都市は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等の応急対策を実施する必要がある。 本計画は、京都市域における鉄道事故に対処するため、防災関係機関のとりべき予防対策について定める。 1 鉄道事故に関係する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱 防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱は、「第1章 第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。 <table><tr><td>京都市</td><td>ア～カ （略） キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 (追記)</td></tr></table> 2 鉄道事業者の責務 鉄道事業者の主要な責務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>鉄道事業者</td><td>ア～エ （略） (追記)</td></tr></table>	京都市	ア～カ （略） キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 (追記)	鉄道事業者	ア～エ （略） (追記)	第2節 鉄道事故応急体制の整備 ■ 計画の目的 京都市域において鉄道事業者の運行する列車の衝突等の大規模な鉄道事故（輸送障害を含む。以下同じ。）により、多数の死傷者や帰宅困難者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、京都市は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動、緊急避難先の確保等の応急対策を実施する必要がある。 本計画は、京都市域における鉄道事故に対処するため、防災関係機関のとりべき予防対策について定める。 1 鉄道事故に関係する防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱 防災関係機関が実施する事務又は業務の大綱は、「第1章 第2節 防災関係機関が実施する取組の大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。 <table><tr><td>京都市</td><td>ア～カ （略） キ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援 ク 京都府又は他の都市等に対する応援要請</td></tr></table> 2 鉄道事業者の責務 鉄道事業者の主要な責務は、次のとおりとする。 <table><tr><td>鉄道事業者</td><td>ア～エ （略） オ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援</td></tr></table>	京都市	ア～カ （略） キ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援 ク 京都府又は他の都市等に対する応援要請	鉄道事業者	ア～エ （略） オ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援	鉄道事業者との連携強化に伴う修正
京都市	ア～カ （略） キ 京都府又は他の都市等に対する応援要請 (追記)										
鉄道事業者	ア～エ （略） (追記)										
京都市	ア～カ （略） キ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援 ク 京都府又は他の都市等に対する応援要請										
鉄道事業者	ア～エ （略） オ 緊急避難先の確保等の帰宅困難者への支援										

頁	現 行	修 正 案	修正理由
2-5	3 情報連絡体制の整備 (1)～(3) (略) <u>(追記)</u> 4 防災活動体制の整備 (1)～(4) (略) <u>(追記)</u>	3 情報連絡体制の整備 (1)～(3) (略) <u>(4) 情報連絡員（リエゾン）の配置</u> <u>鉄道事業者は、京都市に必要なに応じて情報連絡員（リエゾン）を派遣できるよう体制を構築する。</u> 4 防災活動体制の整備 (1)～(4) (略) <u>(5) 帰宅困難者支援体制の整備</u> <u>京都市と鉄道事業者は、連携して、帰宅困難者に対する緊急避難先、災害対応などの情報提供、避難誘導計画の普及啓発、各種支援や代替輸送手段の確保を推進する。</u> <u>⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第29節 観光客等帰宅困難者支援体制の整備</u>	鉄道事業者との連携強化に伴う修正
2-6	5 鉄道事業者の措置 鉄道事業者は、鉄道事故の発生を防止するため、次の措置を講じる。 (1)～(8) (略) <u>(追記)</u> ⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第26節 交通施設応急体制の整備 ⇒ 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 ライフライン施設等の災害予防	5 鉄道事業者の措置 鉄道事業者は、鉄道事故の発生を防止するため、次の措置を講じる。 (1)～(8) (略) <u>(9) 防災関係機関との連携体制の強化</u> ⇒ 震災対策編 第2章 災害予防計画 第3部 第26節 交通施設応急体制の整備 ⇒ 一般災害対策編 第2章 災害予防計画 第4節 ライフライン施設等の災害予防	鉄道事業者との連携強化に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由																																
3-8	第2節 鉄道事故応急対策 ■ 計画の目的 京都市は、京都市域内において大規模な鉄道事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。 この計画は、鉄道事故対策本部を設置した場合において、京都市が実施する鉄道事故応急対策、防災関係機関との連携を示す。	第2節 鉄道事故応急対策 ■ 計画の目的 京都市は、京都市域内において大規模な鉄道事故（輸送障害を含む。以下同じ。）が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合には、必要な被害予防・応急対策を実施する。 この計画は、鉄道事故対策本部を設置した場合において、京都市が実施する鉄道事故応急対策、防災関係機関との連携を示す。	鉄道事業者との連携強化に伴う修正																																
3-9	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>2.4 （略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td><td><u>（追記）</u></td></tr><tr><td><u>2.5 避難対策を実施する</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	2.4 （略）	（略）	（略）	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	<u>2.5 避難対策を実施する</u>	（略）	（略）	<table><tr><th>応急対策項目</th><th>担 当</th><th>分 担 内 容</th></tr><tr><td>2.4 （略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="5"><u>2.5 帰宅困難者対策を実施する</u></td><td><u>鉄道事業者</u></td><td><u>2.5.1 帰宅困難者対策の実施を要請する</u></td></tr><tr><td><u>鉄道事業者</u></td><td><u>2.5.2 情報共有を行い、必要に応じて情報連絡員を派遣する</u></td></tr><tr><td><u>鉄道事業者、事業所</u></td><td><u>2.5.3 緊急避難広場及び一時滞在施設を開設する</u></td></tr><tr><td><u>事故対策本部</u></td><td><u>2.5.4 鉄道事業者の要請がなくとも、帰宅困難者対策を実施する</u></td></tr><tr><td><u>事故対策本部、鉄道事業者</u></td><td><u>2.5.5 相互に協力して帰宅困難者対策を実施する</u></td></tr><tr><td><u>2.6 避難対策を実施する</u></td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	2.4 （略）	（略）	（略）	<u>2.5 帰宅困難者対策を実施する</u>	<u>鉄道事業者</u>	<u>2.5.1 帰宅困難者対策の実施を要請する</u>	<u>鉄道事業者</u>	<u>2.5.2 情報共有を行い、必要に応じて情報連絡員を派遣する</u>	<u>鉄道事業者、事業所</u>	<u>2.5.3 緊急避難広場及び一時滞在施設を開設する</u>	<u>事故対策本部</u>	<u>2.5.4 鉄道事業者の要請がなくとも、帰宅困難者対策を実施する</u>	<u>事故対策本部、鉄道事業者</u>	<u>2.5.5 相互に協力して帰宅困難者対策を実施する</u>	<u>2.6 避難対策を実施する</u>	（略）	（略）	鉄道事業者との連携強化に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																	
2.4 （略）	（略）	（略）																																	
<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>	<u>（追記）</u>																																	
<u>2.5 避難対策を実施する</u>	（略）	（略）																																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																	
2.4 （略）	（略）	（略）																																	
<u>2.5 帰宅困難者対策を実施する</u>	<u>鉄道事業者</u>	<u>2.5.1 帰宅困難者対策の実施を要請する</u>																																	
	<u>鉄道事業者</u>	<u>2.5.2 情報共有を行い、必要に応じて情報連絡員を派遣する</u>																																	
	<u>鉄道事業者、事業所</u>	<u>2.5.3 緊急避難広場及び一時滞在施設を開設する</u>																																	
	<u>事故対策本部</u>	<u>2.5.4 鉄道事業者の要請がなくとも、帰宅困難者対策を実施する</u>																																	
	<u>事故対策本部、鉄道事業者</u>	<u>2.5.5 相互に協力して帰宅困難者対策を実施する</u>																																	
<u>2.6 避難対策を実施する</u>	（略）	（略）																																	

頁	現 行				修 正 案				修正理由
	<u>2.6</u> 交通・輸送対策を実施する	(略)	(略)		<u>2.7</u> 交通・輸送対策を実施する	(略)	(略)		
	2.1.2 職員を配備する（事故対策本部長、各局等の長） 事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模、種類、被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第6に定める配備（活動）体制を発令する。 <u>（追記）</u> ※ 資料<u>2-1-3-8</u> 京都市災害対策本部要綱				2.1.2 職員を配備する（事故対策本部長、各局等の長） 事故対策本部長又は各局等の長は、事故の規模、種類、被害発生予想される時間帯を検討し、京都市災害対策本部要綱別表第6に定める配備（活動）体制を発令する。 <u>また、事故対策本部長は、必要に応じて、同要綱別表第4に定める目的別班の帰宅困難者対策班を設置する。</u> ※ 資料<u>1-3-8</u> 京都市災害対策本部要綱				
3-10	(2) 鉄道事業者の活動体制 鉄道事業者は、鉄道事故が<u>発生した場合は</u>、速やかに被害の拡大防止のため、京都市、京都府等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。 2.1.1 鉄道事業者の体制を整える（鉄道事業者） 鉄道事業者は、鉄道事故が<u>発生した場合には</u>、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を採るとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。				(2) 鉄道事業者の活動体制 鉄道事業者は、鉄道事故が<u>発生した場合又はそのおそれがある場合は</u>、速やかに被害の拡大防止のため、京都市、京都府等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。 2.1.1 鉄道事業者の体制を整える（鉄道事業者） 鉄道事業者は、鉄道事故が<u>発生した場合又はそのおそれがある場合には</u>、速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を採るとともに、社員の非常参集、対策本部の設置等、必要な体制をとる。				鉄道事業者との連携強化に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
3-13	<u>(追加)</u>	<u>2.5 帰宅困難者対策を実施する</u> <u>鉄道事故において帰宅困難者が発生又はそのおそれがある場合については、震災対策編・一般災害対策編の「第3章 第29節 観光客等帰宅困難者対策」によるほか、次のとおりとする。</u> <u>2.5.1 帰宅困難者対策の実施を要請する（鉄道事業者）</u> <u>鉄道事業者は、帰宅困難者が発生又はそのおそれがあると認めた場合、事故対策本部に対し、帰宅困難者対策の実施を要請することができる。</u> <u>2.5.2 情報共有を行い、必要に応じて情報連絡員を派遣する（鉄道事業者）</u> <u>鉄道事業者は、鉄道事故の発生時から事故対策本部と情報共有を行うとともに、必要に応じて、事故対策本部に対し情報連絡員（リエゾン）を派遣する。</u> <u>2.5.3 緊急避難広場及び一時滞在施設を開設する（鉄道事業者、事業所）</u> <u>鉄道事業者は、必要があると認めるときは、鉄道事業者及び鉄道事業者の関連事業者が管理する緊急避難広場及び一時滞在施設を開設する。この場合、その旨を遅滞なく事故対策本部に報告する。</u> <u>2.5.4 鉄道事業者の要請がなくとも、帰宅困難者対策を実施する（事故対策本部）</u> <u>事故対策本部は、必要があると認めるときは、鉄道事業者の要請がなくとも、帰宅困難者対策を実施する。この場合、その旨を速やかに鉄道事業者に連絡する。</u> <u>2.5.5 相互に協力して帰宅困難者対策を実施する（事故対策本部、鉄道事業者）</u> <u>事故対策本部及び鉄道事業者は、帰宅困難者の安全確保を最優先に考え、それぞれが有する施設、物資及び体制等を活用し、また危機事</u>	鉄道事業者との連携強化に伴う修正

頁	現 行	修 正 案	修正理由
	<u>2.5</u> 避難対策を実施する （略） <u>2.6</u> 交通・輸送対策を実施する （略）	<u>案に関する各種対策を柔軟に適用して、相互に協力して帰宅困難者対策を実施する。</u> <u>2.6</u> 避難対策を実施する （略） <u>2.7</u> 交通・輸送対策を実施する （略）	